



うるま市景観地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

うるま市長 烏賀俊夫

うるま市規則第26-2号

うるま市景観地区条例施行規則の一部を改正する規則

うるま市景観地区条例施行規則（平成27年うるま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

地区		緑化基準		
		緑地率及び緑被率	緑視率	その他
勝連南 風原景 観地区	本集落 ゾーン	緑地率20%以上又 は緑被率30%以上 とする。ただし、建築 物の高さが10m未 満かつ建築面積が5 00m ² 未満の場合に ついては、緑地率1 0%以上又は緑被率2 0%以上とする。	—	敷地内緑化に当たつ ては、地域の植生と調 和する種類を選ぶこ ととする。
	県道1 6号線 ゾーン	緑地率10%以上又 は緑被率20%以上と する。	県道16号線沿 道の緑視率を1 5%以上とする。	
	勝連城 跡環境 保全ゾ ーン	緑地率20%以上又 は緑被率30%以上 とする。ただし、建築 物の建築面積が50 0m ² 未満の場合につ いては、緑地率10% 以上又は緑被率2 0%以上とする。		
勝連浜比嘉景観地 区		緑地率20%以上又 は緑被率30%以上 とする。ただし、建築 物の建築面積が50 0m ² 未満の場合につ いては、緑地率10% 以上又は緑被率2 0%以上とする。	—	敷地内緑化に当たつ ては、地域の植生と調 和する種類を選ぶこ ととする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後のうるま市景観地区条例施行規則の規定は、施行の日以後に工事の着手があったものから適用し、施行の日前に工事の着手があったものには適用しない。